

住まいのエコリノベーション補助制度

2013年より環境未来都市である横浜市は「スマートな住まい・住まい方プロジェクト」においてエコリノベーション関連事業を開始しました。

初年度は「モデル事業」として、戸建住宅・共同住宅を対象として具体的な提案を募集しました。これは単なる既存住宅の技術的改修提案を募るものではなく、住まい方、市内の普及啓発、周辺地域への波及効果等、持続可能な社会の構築に資する住まいのあり方を立体的に考えて、市民とともにそれを実施に移していくためのチャレンジでした。

戸建住宅の最優秀案は、日射遮蔽や通風を工夫した「省エネ改修」に併せて耐震改修を行い、ライフスタイル面でも高齢期の生活や趣味に適した提案でした。共同住宅の最優秀案は、断熱、日射遮蔽等の工夫に加えて、住宅の再流通を見据えた可変性のあるプラン、HEMSを活用した高齢者の見守り等の提案でした。

2014年度からは概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる住宅の改修工事について、工事金額の3分の1かつ、設定した上限の範囲内で補助しています。対象工事は省エネ改修等に加え、ライフスタイルの変化に対応する改修の両方の条件を満たす必要があります。また、工事は原則市内企業が行うことが条件となっています。住宅が長く快適に使われるためには、そのメンテナンスを担うことになる市内建築従事者のスキルアップも欠くことができないからです。

2015年度までの2年間で戸建て住宅39戸、共同住宅21戸の合計60戸に対しての補助を行ってきています。省エネ改修については4つのタイプから選択することができますが(表1)、共通して省エネの基礎となる「断熱」の改善に力を入れています。設備機器などを改善したとしても、肝心の家の断熱性能が低いと効果が出ていくのですが、なによりも、断熱された家の方がすべての世代の住まい手にとって「健康に良い」という事実が明らかになってきているからです(「1-1 健康」参照)。

よこはまエコリノベーション・アカデミー

補助制度と平行して、省エネ改修に対する正しい知識を広めていくために、住まい手、つくり手、双方に向けた「よこはまエコリノベーション・アカデミー」を定期的に開催し、さまざまな視点から省エネ改修が理解できるように工夫しています。

アカデミーでは省エネ改修に対して意識が高い民間企業と連携した特別講座も開催しています。2-2で紹介したマンションの大規模修繕における省エネ改修の実現に貢献したマテックス株式会社は硝子やサッシの卸事業に加えて、加盟店の技術育成に取り組むことで2014年度「先進的なリフォーム事業者表彰」(経済産業大臣表彰)を受けています。他にも株式会社リクルート住まいカンパニーと連携したリフォームの正しい価格相場の理解、希望に合うリフォーム会社を見つけるための講座や、特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンターが今回のエコリノベーション補助制度を活用し、改修し、住み始めた住宅のオープンハウスを行ったりと、さまざまな公民連携での取り組みが生まれはじめています。



●よこはまエコリノベーションアカデミー



●よこはまエコリノベーションアカデミー特別講座

《表1》 《補助における省エネ改修のタイプ》

次のいずれかに定めるもの

- 別表1に掲げる改修タイプA～Dのいずれか一以上の内容を満足し、別表2の仕様例で行う改修工事
- 改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね10%以上となることを計算した改修工事

(別表1) 省エネ率が概ね10%以上となるものとみなす改修タイプ表

タイプ名	断熱改修				設備改修			
	開口部	床	外壁	屋根(天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプA	全居室の全窓	住宅全体(いずれか1種類)			—	—	—	—
タイプB	全居室の全窓	—	—	—	いずれかの設備改修1種類以上			
タイプC	主たる居室の全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修1種類以上			
タイプD	その他居室1室の全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修2種類以上			

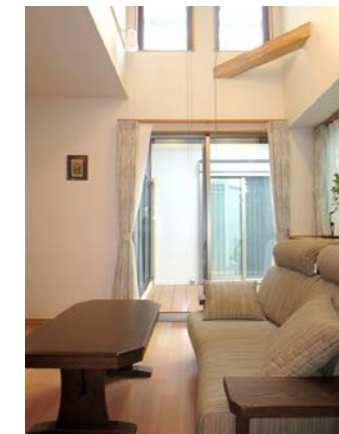
(別表2) 1別表における改修メニューの仕様例

項目	仕様・メニュー例	
断熱改修	原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則5を満足するものとする。	
設備改修	暖房	高効率熱源機(効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等)
	給湯	高効率給湯器(潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器)、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備(ダクト式第1種換気設備の場合に限る)
	その他	家庭用コージェネレーション設備、太陽光発電設備(3.0kW以上)

(備考)

1. 上記のタイプ表は事業要件を満たす最低限の改修メニューの組合せを示したものであり、タイプ表の組合せを満足し、その他の省エネ改修と組み合わせることも可とする。
2. 開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング(食事室)、主に居室の用に供する台所を指す。「その他の居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室、子ども室、和室等が該当する。

《改修事例》



●2013年度実績 K邸 居間よりデッキを見る



●2014年度実績-みたけ台の住宅-玄関脇の土間スペース(株)リビタ



●2014年度実績-みたけ台の住宅-2階子供部屋。手前は1階に光を落とす半透明の床(株)リビタ



横浜市は、環境問題や超高齢化への対応などの様々な社会的課題に総合的に取り組んで活力ある都市をつくる、国家的なプロジェクトのひとつ「環境未来都市」として国から選定されており(平成23年12月)、その取組の一環として、環境未来都市推進プロジェクトを進めています。

エコリノベーションの取組は、その環境未来都市推進プロジェクトの1つで、市民生活の基礎となる「住まい」・「住まい方」を切り口に、省エネルギーな住宅やライフスタイルの普及を図る「スマートな住まい・住まい方プロジェクト」の一環として進めるものです。